

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 11 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達案件及び数量

鳥取県立厚生病院臨床検査業務 一式

(2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県立厚生病院で行う各種臨床検査（検体検査）について、主に件数が少ないものや特殊なものについて外部委託を行い、日々の業務の効率化と円滑化を図るものである。

(3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院 中央検査室

(6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 20 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 20 日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の各種調査委託に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の書類申請を平成 20 年 1 月 24 日（木）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

オ 日本医師会が実施する臨床検査精度管理調査に参加している者であって、その調査において、次の要件を満たしていること。（成績書の写しを提出すること）

(ア) 平成 17 年度及び平成 18 年度の当該調査における評価 C は年間 6 件以下であること。

(イ) 平成 17 年度及び平成 18 年度の当該調査における評価 D はないこと。

- カ 日本総合健診医学会精度管理調査又は日臨技臨床検査精度管理調査に参加していること。
- キ 財団法人医療関連サービス振興会の認定する衛生検査所（検体検査）業務に係る医療関連サービスマークを受けていること。
- ク 鳥取県立厚生病院の検査システム対象項目の検査委託については、鳥取県立厚生病院のシステムで抽出したフロッピーディスクで発注し、及び報告することが可能であるとともに、検査システム対象外項目の検査委託については、伝票により報告すること。
- ケ 検体等の集配は、鳥取県立厚生病院長が適当と認める手段及び方法により行うことが可能であること。
- コ 検体検査委託に係る特殊容器（特殊試薬入り試験管等）及びその他の検査委託に係る容器（鳥取県立厚生病院が使用しているものと同じ規格のもの）を負担することが可能であること。
なお、容器は契約履行開始前に仮の数量を納品し、その後は、毎月使用数量に応じて納品すること。
- サ 検体検査委託予定項目はすべて受託できること。
- シ 上記アからサまでに適合していることを示す書類を鳥取県立厚生病院長が示す日時までに提出した者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。
- イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオからキまでに該当すること。
- ウ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、この競争入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務企画課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町 150
鳥取県立厚生病院事務局総務企画課企画担当
電話 0858-22-8181（内線 3422）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 4 日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kouseibyoin>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 1 月 11 日（金）から同年 2 月 4 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）

により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 2 月 20 日 (水) 午後 2 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

イ 場所

鳥取県立厚生病院 第 2 会議室 (外来・中央診療棟 5 階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の競争入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 2 月 4 日 (月) 午後 5 時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程 (平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。) 第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号) 第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be required: Clinical examination for Tottori Prefectural Kousei Hospital: 1 set
- (2) Delivery period: From 1 April, 2008 through 31 March, 2012
- (3) Delivery place: 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 4 February, 2008
- (5) Date and time for the submission of tenders: 2:00 PM 20 February, 2008
Deadline for the submission of tenders by registered mail: 0:00 PM 20 February, 2008
- (6) Please contact: Planning and General Affairs Division, Administration Department,
Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL: 0858-22-8181 ex. 3422